

熊 本 県 母 子 ・ 父 子 自 立 支 援 員 設 置 要 項

(目 的)

第1条 この要項は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）及び熊本県非常勤職員任用等取扱要綱（平成13年2月19日人第1462号総務部長通知）に定めがあるもののほか、母子・父子自立支援員（法第8条）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(身 分)

第2条 母子・父子自立支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職の地方公務員とする。

(資 格 要 件 等)

第3条 母子・父子自立支援員は、福祉事務所長が推薦した者のうちから、知事が任用するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の推薦をする場合は、社会的信望があり、母子・父子自立支援員の職務を行うに必要な熱意と識見を有している者を、熊本県母子・父子自立支援員推薦書（別記第1号様式）により、推薦するものとする。

3 前項に規定する母子・父子自立支援員の推薦にあたっては、主に当該福祉事務所管内の関係機関及び団体等の推薦により、広く人材を求め、その中から適当な者について、推薦するものとする。

(任 用 期 間 等)

第4条 母子・父子自立支援員の任用期間は1年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）以内の必要な期間とする。ただし、引き続き任用することを妨げない。

2 母子・父子自立支援員に欠員を生じたときは、後任の支援員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 同一人を引き続き任用する場合の通算期間は、初回任用初日から10年度を超えない範囲とする。

(服 務)

第5条 母子・父子自立支援員は、知事の指揮監督を受け、業務に従事する。

2 母子・父子自立支援員の勤務日数は、1ヵ月につき20日以内とし、勤務する日は所属長が定める。

3 母子・父子自立支援員の勤務時間は、1週間につき29時間以内とし、1日の勤務時間は次のとおりとする。ただし、業務遂行上これによりがたい場合は所属長が別に指定する時間とする。

	勤務時間	休憩時間	勤務時間	
月曜日から 木曜日まで	午前9時～ 午後0時	午後0時～ 午後1時	午後1時～ 午後4時	計6時間
金曜日	午前9時～ 午後0時	午後0時～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	計5時間

(報酬及び費用弁償等)

第6条 母子・父子自立支援員の報酬は月額とし、予算の範囲内において別に定めるところによる。

- 2 欠勤及び無給休暇により勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬を減額する。
- 3 前項の勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額をその月に割り振られた勤務時間で除して得た額とする。

(報酬の支給方法)

第7条 母子・父子自立支援員の報酬は、勤務した月の翌月の7日(ただし、1月、5月、11月は12日)を支給定日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日の前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給定日とする。

- 2 所属長は、母子・父子自立支援員から申出があった場合、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(母子・父子自立支援員の数及び担当区域)

第8条 母子・父子自立支援員の数は、別表のとおりとし、また、各福祉事務所における担当区域は、熊本県福祉事務所設置条例(昭和26年熊本県条例第61号)第2条に定める所管区域とする。

- 2 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金貸付金に関する業務については、前項の規定にかかわらず、熊本県広域本部設置条例施行規則(平成25年3月29日規則第3号)第3条に定める所管区域とする。

(職務内容)

第9条 母子・父子自立支援員は、担当区域内に居住する者を対象として、次の業務を行うものとする。

- (1) 配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者、並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。
- (2) 配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者、並びに寡婦の職業能力の向上並びに求職活動に関する支援を行うこと。
- (3) 配偶者等からの暴力、生活の困窮及び家庭環境の破綻等困難な問題を有する者を対

象として、相談に応じその自立に必要な指導を行うこと。

(4) 母子自立支援プログラム策定員を兼務し、児童扶養手当受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を実施すること。

(5) 前各号に付随する業務

2 前項の相談のうちで、福祉事務所において措置を必要とするケースについては、速やかに担当職員に引き継ぐものとする。

(職務日誌)

第10条 母子・父子自立支援員は、業務の執行状況を職務日誌（別記第2号様式）に記録し、処理した事柄の経緯を福祉事務所長に報告しなければならない。

(関係機関との連携)

第11条 母子・父子自立支援員は、その職務にあたっては、福祉、労働、住宅、保健、医療、教育等の関係部局、市町村、市町村社会福祉協議会、ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター、子育て世代包括支援センター、民生委員、児童委員、学校関係者、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、NPOその他関係機関と常に密接な連携を保つよう努めるものとする。

(身分証明)

第12条 母子・父子自立支援員は、その業務に従事するときは、常に身分証明書（別記第3号様式）を携帯し、その身分を明らかにするものとする。

(休日)

第13条 母子・父子自立支援員の休日は、県の休日とする。

2 前項の規定にかかわらず所属長が業務上必要と認める場合は、県の休日に月20日の範囲内で県の休日に勤務日を割り振ることができる。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、母子・父子自立支援員に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

2 熊本県母子相談員服務要領（昭和44年4月1日施行）は、廃止する。

3 昭和62年度にかかる母子相談員の推薦の要件は、第3条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、委嘱日現在で45歳以上63歳未満で、かつ母子相談員としての期間が通算で20年を越えないものとする。

4 昭和63年度にかかる母子相談員の推薦基準は、第3条第2項第1号の規定にかかわらず、

委嘱日現在で45歳以上62歳未満の者とする。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(別 表)

勤 務 場 所	人 員
宇城福祉事務所	1人以内
玉名福祉事務所	1人以内
菊池福祉事務所	1人以内
阿蘇福祉事務所	1人以内
上益城福祉事務所	1人以内
八代福祉事務所	1人以内
芦北福祉事務所	1人以内
球磨福祉事務所	1人以内
天草福祉事務所	1人以内

